省　令

○総務省令第十二号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項第一号及び同項第二号並びに第二十七条第六項第一号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月一日

総務大臣　山本　早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第六号ホ中「接地導線」を「航空機と電気的に接続するための導線」に改め、同号へ及び同項第七号を削る。

第二十六条の二第三項第六号中「は、前条第三項第七号の規定の例によるほか」を「には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けるとともに」に改める。

第四十条の三の七第五号中「接地するとともに、航空機と電気的に接続する」を「航空機と電気的に接続することにより接地する」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十三号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第十六条第一項の規定に基づき、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月一日

総務大臣　山本　早苗

東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令

東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○財務省令第五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百二十七条第一項第二号中「、第五十七条の二十六第二項、」を「及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法」に改める。

別表第九西川口の項中「前川町二丁目から前川町四丁目まで」を「前川町三丁目、前川町四丁目」に、「前川二丁目から前川四丁目」を「前川二丁目一番から四十五番まで・四十六番一号から四十六番四号まで・四十六番六号から四十六番九号まで・四十六番十四号から四十六番十六号まで・四十七番から五十番まで・五十一番一号・五十一番三号から五十一番三十七号まで、前川三丁目、前川四丁目、本前川一丁目、本前川二丁目、本前川三丁目一番から三十二番まで・三十三番一号から三十三番十一号まで・三十三番十九号から三十三番三十号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省
経済産業省令第一号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月一日

農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第四号中「すべて」を「全て」に、「第二条第二十六項」を「第十条第二項第一号」に改める。

第一条の十三を第一条の十四とし、第一条の十二を第一条の十三とし、第一条の九から第一条の十一までを一条ずつ繰り下げる。

第一条の八中「行っている物品」の下に「若しくは電力（同条第一項第四号に規定する電力をいう。以下同じ。）」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条を第一条の九とし、第一条の七の次に次の一条を加える。

（業として行う行為）

第一条の八　法第二条第二十六項、第十条第二項第一号、第百九十七条の七及び第百九十七条の九第一項の主務省令で定める行為は、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第十七号に規定する電気事業者をいう。）が行う電力（法第二条第一項第四号に規定する電力を除く。以下この条において同じ。）の売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理及び電気の供給を受ける者による電力の使用とする。

第三条第八号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、同条第九号中「物品」の下に「又は電力」を加える。

第二十八条第一項第五号イ中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、同号ロ中「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象品」に改め、同項第九号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、同項第十号中「物品」の下に「又は電力」を加える。

第三十一条の四中「第百五十七条第三項」を「第百五十七条第四項」に改める。

第四十三条第二項第三号中「国債」の下に「、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第七十四条第二項第三号において同じ。）」を加える。

第四十八条第四項中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改める。

第五十五条の七中「第三十三条の六第四項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク」を「第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体」に、「同項」を「同法第二百七条第四項の規定」に改める。

第六十条第十号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、同条第十一号中「物品」の下に「又は電力」を加える。

第六十一条第一号リ中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、同号ヌ中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第二号ヘ中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、同号ト中「物品」の下に「又は電力」を加える。

第六十二条第一号リ中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、同号ヌ中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第二号ヘ中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、同号ト中「物品」の下に「又は電力」を加える。

第六十三条を次のように改める。

（親法人等又は関連法人等）

第六十三条　令第二十二条の二第二項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等